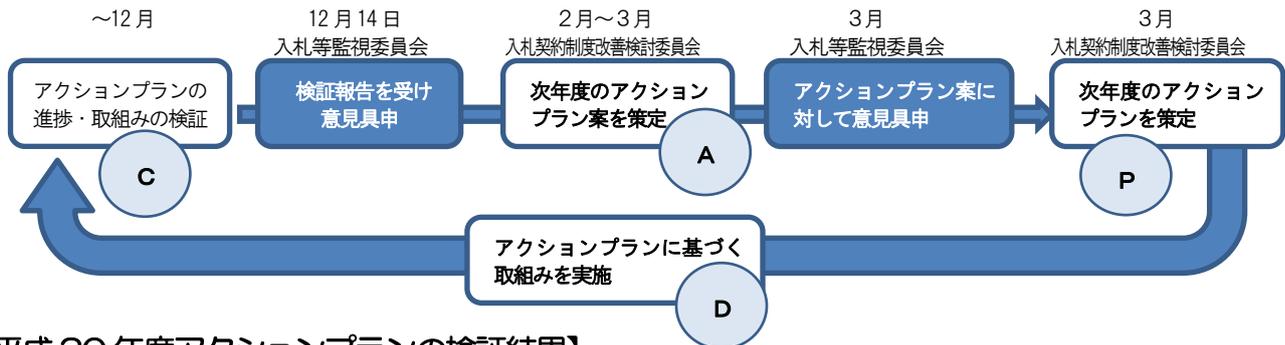


平成31年度 入札契約事務コンプライアンス・アクションプランについて 概要版

平成31年3月
大 阪 市

【入札契約事務コンプライアンス・アクションプランについて】

・本市における全庁的なコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成27年度より「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を毎年度策定し、その実施状況等を検証した上で、その内容を次年度のアクションプランに活かしていくというPDCAサイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。



【平成30年度アクションプランの検証結果】

- ◆アクションプランの取組みについては、概ね順調
- ◆大阪市入札等監視委員会からの意見
 - ・こういう取組みは、形骸化してしまっただけでは意味がないので、実効性のある取組みを行うことが重要。
 - ・所属全体で取組み内容を理解し、情報を共有することが必要。
 - ・コンプライアンス研修での、ケーススタディの充実を図ること。

【平成31年度アクションプランについて】

- ◆平成30年度の検証結果及び大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえて、平成31年度のアクションプランに反映。なお、平成31年1月に強制捜査を受け、同年3月に職員が逮捕された事案に関しては、全容が明らかになった時点で原因に応じた再発防止策を改めて検討し、アクションプランに盛り込むこととする。
- ◆平成30年度からの主な変更点

- ① 設計価格等に関する情報管理の徹底について
 - ・大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局※においては、各局で作成している、「入札契約情報管理ガイドライン」の再点検、設計部門における情報管理のあり方に関する検討を行う。
- ② 入札契約事務コンプライアンス研修の実施について
 - ・具体的な事例を紹介するなどの実務に即した形でのコンプライアンス研修の充実及び設計担当部門の職員に対するコンプライアンス研修の実施を検討する。
- ③ 不正行為や不当圧力の排除について
 - ・再就職者（元市職員）による働きかけの禁止について、外部者の定義及び統一的な取扱いを検討する。
- ④ 不正が起きにくい入札契約制度の構築について
 - ・契約締結前に手続きの漏れがないか、事前に確認する。

※大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（契約管財局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、水道局）

職員一人ひとりが取組みの意味をしっかりと理解し、自らのものとして職務に活かしていくことが重要

検証を踏まえた取組みの実施により、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る